

大阪府航空機騒音対策住宅等移転資金利子補給要綱

(趣旨)

第1条

大阪府(以下「府」という。)は、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和42年法律第110号)第9条に規定する移転補償又は国と府が行う大阪国際空港周辺緑地整備事業に係る移転補償を受けて、住宅等の移転を行う者が当該移転に要する資金を融資機関から借り入れた場合、借入金利子の一部を補給するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則(昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(利子補給の対象)

第2条

府は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、利子補給金を交付するものとする。

- (1) 国又は府から移転補償を受け、当該移転補償の対象となる建物等の移転に要する資金を融資機関から借り入れた者(その者が高齢、無収入等の理由により移転に要する資金を借入れできない場合において、その者と同居する親族がその者に代わって資金を借り入れたときの当該移転補償を受けた者を含む。)
- (2) 前号の移転補償の対象となる建物等が大阪府の区域に所在し、かつ当該移転の際にその建物に居住していた者

(融資機関)

第3条

この要綱において「融資機関」とは、出資の受入れ、預り金及び金利等に関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関及びこれに準ずるものとして知事が認めるものをいう。

(利子補給の利率)

第4条

府は、予算の範囲内において、第2条に該当する者が融資機関から借り入れた資金の融資残高に対し、年3.65%(融資機関から借り入れた資金の貸付利率が年7.3%未満のものにあつては、当該貸付利率の年利率と年3.65%の差に相当する利率)を限度として利子補給を行う。

(利子補給の期間)

第5条

利子補給の期間は、融資機関から融資を受けた日(その日が交付申請のあった日の属する年(以下この条において「交付申請年」という。))の前年の1月1日から交付申請年の3月31日までである場合にあつては、交付申請年の4月1日から5年間とする。

(融資残高の限度)

第6条

第4条の融資残高が、次の表の左欄の期間ごとに右欄に掲げる額を超える場合にあっては、右欄に掲げる額を融資残高とみなす。

期 間	額
利子補給の始期から 1 年間	1 0 0 0 万円
利子補給の始期から 1 年を経過した日から 1 年間	9 0 0 万円
利子補給の始期から 2 年を経過した日から 1 年間	8 0 0 万円
利子補給の始期から 3 年を経過した日から 1 年間	7 0 0 万円
利子補給の始期から 4 年を経過した日から 1 年間	6 0 0 万円

(交付申請)

第 7 条

利子補給を受けようとする者は、移転補償契約を締結した日の属する年の翌年の 1 2 月末日までに、規則第 4 条に規定する補助金交付申請書を提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、第 8 条に基づく返済実績証明書（様式第 2 号）の請求手続きを知事が行うことについて、同意か否かを記載しなければならない。
- 3 前項の補助金交付申請書には、第 1 号及び第 2 号に掲げる書類（利子補給を受けようとする者が第 2 条第 1 項かっこ書に規定する当該移転補償を受けた者に該当する場合にあっては、第 1 号から第 4 号までに掲げる書類）を添付するものとする。
 - (1) 移転補償契約書の写し
 - (2) 融資契約書の写し若しくは融資機関が発行する貸付証明書又はこれらに代わるべき書類
 - (3) 申立書（様式第 1 号）
 - (4) 住民票の写し又は移転補償の対象となる建物に同居していたことを証する書類

(返済実績証明書の届出)

第 8 条

規則第 5 条に規定する交付決定を受けた者で、第 7 条第 2 項に基づく返済実績証明書の請求手続きを知事が行うことについて同意しない者は、利子補給を受ける期間内においては、毎年、返済額を返済実績証明書（様式第 2 号）によりその翌年の 2 月 1 5 日（知事が特段の事情があると認めて別途指定した場合にあっては、当該指定日）までに届け出なければならない。

- 2 知事は、返済実績証明書の請求手続きの同意を得た者については、毎年、返済額の返済実績証明書を金融機関に対し請求し、翌年の 2 月 1 5 日までの提出を求めるものとする。

(利子補給金の交付)

第 9 条

知事は、前条の返済実績証明書の届出を受けた後、必要な調査及び審査を行い、適当と認めるときは、返済実績に応じて利子補給金を交付するものとする。

(変更等の届出)

第 1 0 条

利子補給金の交付決定を受けた者は、規則第 6 条の規定により附した条件に該当することとなったときは、遅滞なく、航空機騒音対策住宅等移転資金利子補給変更等届出書（様式第 3 号）により、その旨を届け出なければならない。

(書類の経由)

第 1 1 条

第 7 条の補助金交付申請書の提出は、豊中市を經由して行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成元年3月10日から実施する。
- 2 改正後の要綱は、昭和63年1月1日以後の申請に係る利子補給金から適用する。
- 3 昭和63年1月1日以前の申請に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成3年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要綱は、平成3年1月1日以後の申請に係る利子補給金から適用する。
- 3 平成3年1月1日以前の申請に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月3日から実施する。
- 2 改正後の要綱は、平成12年1月1日以後の申請に係る利子補給金から適用する。
- 3 平成12年1月1日以前の申請に係る利子補給金については、なお従前の例による。